金　第 １５３０ 号

令和７年２月４日

大阪府知事登録貸金業者　様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

**貸金業者の登録に係る申請等の添付書類について（通知）**

日ごろから、本府の商工労働行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

　標記について、大阪府における貸金業者の登録の申請（新規・更新）及び届出（変更・廃業）にあたって、令和７年４月１日以降に受理するものは、登記事項証明書の謄本（商業登記及び不動産登記）の添付を省略することができます。

　つきましては、改めて別添の申請及び届出における必要書類一覧の確認をお願いします。

[問合わせ先]

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

貸金業対策グループ　　角・中山・藤田

　 ＴＥＬ：０６－６２１０－９５０６（直通）

　 ＦＡＸ：０６－６２１０－９５１０